

～ 実施計画書提出に必要な添付書類 ～

- ▲ 必要な添付書類は次のとおりです（⇒のマークは書類を入手するところ）。
- ▲ 『子育て世代等中古住宅取得リフォーム支援事業補助金の対象者・対象住宅・対象リフォーム工事に該当する』という承認を受けるために必要な書類です。
- ▲ **工事着工前（1週間前まで）に申請し、市の審査・承認後に工事を着工してください。**  
**※2月末日までに工事を終了し、完了報告書を提出できること**
- 大垣市子育て世代等中古住宅取得リフォーム支援事業実施計画書（第1号様式）  
⇒住宅課窓口、大垣市ホームページ
- 世帯全員の住民票の写し（交付から3か月以内のもの）**原本**  
※「続柄」を省略しない  
※個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの  
⇒大垣市役所本庁舎1階：窓口サービス課、市民サービスセンターなど
- 申請者本人が住宅所有者であることの証明
  - ・住宅の売買契約書のコピー ※原本も持参  
⇒申請者所有のもの
  - ・【相続、譲渡等による取得の場合】建物の登記事項証明書（全部事項証明書）**原本**  
⇒法務局**※売買契約書で、建築年月が不明な場合は、全部事項証明書も添付すること**
- 工事契約書のコピー  
⇒申請者所有のもの
- 工事概要書（見積書・内訳書等の工事内容及び金額等の詳細がわかるもの）  
⇒申請者所有のもの、または工事業者
- 工事箇所がわかる平面図  
⇒申請者所有のもの、または工事業者
- 【店舗併用住宅の場合】  
店舗及び住宅の面積がわかる求積図及び求積表  
⇒申請者所有のもの、または住宅購入先
- 【昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の場合】  
耐震診断結果報告書のコピー（耐震判定書を含む）  
⇒申請者所有のもの

■今後の必要書類について■

実施承認通知書送付時に、工事完了後の必要書類等をご案内させていただきますが、そのうち、**工事箇所ごとの写真については、施工前・後の写真が必要となりますので、必ず、業者に依頼するなど、事前に撮影しておくようにしてください。**